

(社)日本産業カウンセラー協会がADR(裁判外紛争解決手続)開始 「対話促進」手法で、勤労者が直面する職場の紛争解決をサポート

社団法人日本産業カウンセラー協会

社団法人日本産業カウンセラー協会は、「裁判外紛争解決手続=ADR」(Alternative Dispute Resolution)について、9月に予定されている法務省の認証取得後、ADR事業を開始いたします。

当協会は、昨年よりADR事業の開始を目指して準備を進めてきましたが、5月13日に法務省に申請書を提出し、正式受理されました。今年9月には「認証」取得が見込まれることから、協会本部にADR事業の推進にあたる「ADRセンター」を発足し、認証取得後直ちに、ADR事業をスタートできる体制整備に取り組みます。

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、仲裁、調停、あっせんなど、裁判所の裁判以外の手段で、公平と認められた第三者が紛争当事者間に入って和解に関与する紛争解決の方法のことです。裁判の長期化、裁判に伴うコストや当事者間のしこりなど、裁判による解決の短所をカバーすることができます。“古くて新しい紛争解決方法”として、近年注目が集まり、2004年にADR法(「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」)が成立し、昨年4月1日に施行されました。同法により、法務大臣による認証制度により、公益法人や民間事業者が、紛争解決事業者として、和解等の仲介に入ることができます。

職場のいじめ、名ばかり管理職、社員間格差、セクハラ・パワハラなど、職場をめぐる深刻な問題が増える中、職場の問題に詳しい産業カウンセラーが、カウンセリング機能を生かして紛争解決手続きに関わっていくことで、当事者にとってより納得性が高く、しかもリーズナブルな解決に資することができるという認識のもと、昨年より申請手続きを進めてきたものです。

現在、11団体がADRの認証を受けていますが、当協会が扱う紛争としては、「個別労働関係の紛争」と「男女間の関係の維持・調整に関する紛争」に特化します。勤労者の方向けには、職場の悩みに対応する電話相談と全国27ヶ所での個別相談を行っていますが、ADR事業の開始に伴い、相談者のカウンセリングに加え、実際の職場での紛争解決サポートまで、踏み込めることになり、公益法人としての当協会の社会貢献領域の拡充に資するものと認識しています。

また、既存のADR認証事業者が、弁護士を直接的に関わらせている一方、当協会ではそれを間接的または最小限にとどめ、カウンセリング機能という当協会ならではの機能を最大限に活用し、法的評価よりも当事者間の“対話促進”を重視したADRを行います。同時に、他の認証団体とも必要に応じて連携をとりながら、現実的な問題解決を図ります。

ADRは、紛争の当事者の申し立てによって開始されます。経営者、勤労者の誰でも、ADR開始の申し立てを行うことができ、相手方の応諾により、調停日時が設定され、手続きが開始されます。利用方法を含め、当事業について、ホームページなどを通じ、利用を呼びかけていきます。

■ (社) 日本産業カウンセラー協会の ADR の特徴

	当協会の ADR	既存の ADR
対象紛争	・ 個別労働関係紛争 ・ 男女間の関係の維持調整に関する紛争	・ 知的財産権紛争 ・ 住宅紛争 ・ 消費者トラブル 等
調停者	産業カウンセラー	—
弁護士の関わり方	間接的・最小限	直接的
調停モデル	対話促進型	法的評価・説得型

以上

<参考>

・「ADR 認証」取得のメリット

- ① 「認証民間調停機関」であることを独占して表示できる。(ロゴマークの使用可)
- ② 弁護士でなくとも報酬を得て和解の仲介ができる。(弁護士法第 72 条の適用除外)
- ③ 「時効の中断」効果
- ④ 訴訟手続の中止可能
- ⑤ 調停前置主義の例外

・「ADR 法」による認証取得事業者

日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

大阪弁護士会 (民事紛争処理センター)

財団法人家電製品協会 (家電製品 PL センター)

財団法人自動車製造物責任相談センター

京都弁護士会 (紛争解決センター)

大阪土地家屋調査士会 (境界問題相談センターおおさか)

社団法人日本商事仲裁協会

愛媛県土地家屋調査士会 (境界問題相談センター愛媛)

横浜弁護士会 (紛争解決センター)

社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

財団法人全国中小企業取引振興協会 (下請かけこみ寺本部)

計 11 事業者 (2008 年 5 月現在)

本件に関するお問い合わせ先

社団法人日本産業カウンセラー協会 ADR 設立準備室 担当：小山 (おやま) TEL:03-3438-1298

(株)P&I 担当：大原/富樫 TEL:03-5689-0445 FAX:03-5689-0455

E-mail: press@counselor.or.jp